

令和3年美祢市成人式延期に伴い経営に影響を及ぼしている理美容業等事業者の経営の継続化を支援します（美祢市理美容業等緊急経営支援事業）
--

新型コロナウイルス感染症の第三波の影響により令和3年美祢市成人式が延期となったことに伴い、経営に影響を及ぼしている市内理美容業等事業者に対して、経営の継続化に繋げることを目的とし、賑わいのあるまちづくりと産業振興に資するため支援金の給付を行います。

1 給付対象者

生活関連サービス業	理容業、美容業、写真現像・焼付業
物品賃貸業	貸衣しょう業

2 給付対象要件

次の要件を全て満たしている事業者が対象となります。

- (1) 令和3年美祢市成人式の延期に伴う予約のキャンセル等が生じた事業者であること。
- (2) 令和3年1月の売上げが前年同月比20%以上減少していること。
- (3) 令和3年2月以降に「美祢市サービス事業者等総合経営支援事業」との重複申請を行わないこと。
- (4) 前年度までの市税の滞納がないこと。納税について分納計画中であるものは滞納がないものとみなす。
- (5) 補助対象者又は同居する親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

※ 1年未満の創業者については別途要件があります。

3 給付金額

区 分	金 額
令和2年1月の売上げが200,000円以上である場合	100,000円
令和2年1月の売上げが200,000円未満である場合	50,000円
1年未満の創業者で別途要件を満たしている場合	

4 申請手続

- 受付期間：令和3年2月15日（月）から令和3年3月15日（月）まで
- 申請方法：申請書類一式を、美祢市商工労働課（市役所本庁舎2階）、又は美祢市商工会宛へ提出
- 申請に必要な書類
 - 美祢市理美容業等緊急経営支援事業給付金交付申請書
 - 交付申請書に記載のある添付書類一式

5 申請書類の入手方法

美祢市商工労働課、美祢市商工会、また美祢市HPからのダウンロードも可能です。

6 申請から給付までの流れ

- ① 交付申請書類一式を、美祢市商工労働課、又は美祢市商工会へ提出（申請者）
- ② 市商工労働課にて内容審査後、交付決定通知及び確定通知（市）
- ③ 請求書提出（申請者）
- ④ 後日、確定金額を請求書記載の金融機関へお振込み（市）

【申請書類等を郵送される場合】
〒759-2292 美祢市大嶺町東分 326 番地 1 美祢市観光商工部 商工労働課 電話番号 0837-52-5224
【受付期間】 令和3年2月15日（月）から令和3年3月15日（月）まで